

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

23 売場面積

23 売場面積

単位は、平方メートル(1坪=3.3㎡換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

+	万	千	百	十	一
				3	3

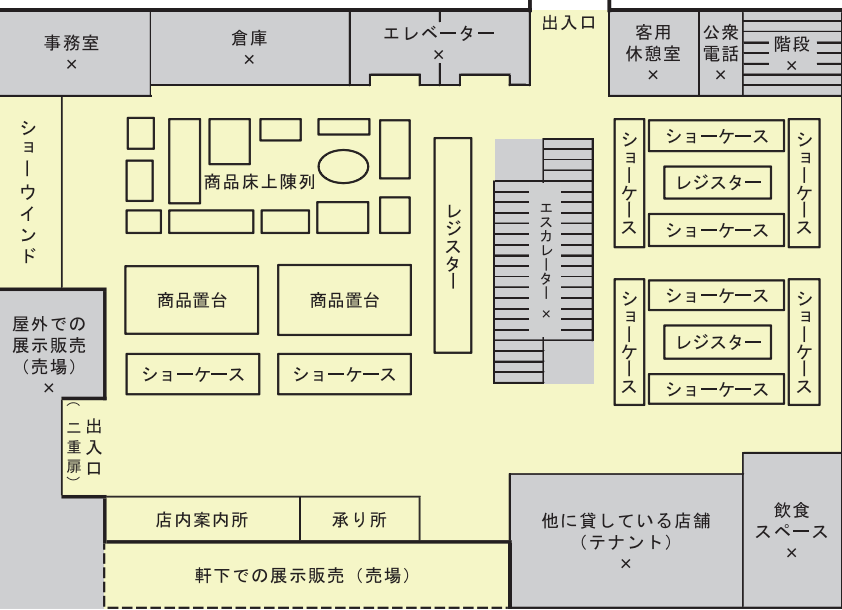
平方メートル(㎡)

109

● 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。

● 店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売)は、0(ゼロ)を記入してください。

- 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を平方メートル単位で記入してください。敷地面積ではありません。
- 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- 以下の事業所は、「0」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業(新車・中古車)、牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売など)



- 売場面積に含めるもの

○他から借りている店舗(テナント)及び売場

○建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い(衝立、植木)等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース
- 売場面積に含めないもの

× 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等

× 他に貸している店舗(テナント)及び売場

× 商品を製造するための作業所(ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場を含む)

× 薬局の調剤室

× 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

24 営業時間

24 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)

<開店時刻>

1 午前 07 時 00 分

2 午後 07 時 00 分

<閉店時刻>

1 午前 05 時 00 分

2 午後 05 時 00 分

② 終日営業(24時間営業)

【記入例:営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

<開店時刻>

1 午前 10 時 30 分

2 午後 10 時 30 分

<閉店時刻>

1 午前 00 時 30 分

2 午後 00 時 30 分

・ 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。

・ 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。

・ 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

- 牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)は、記入する必要はありません。
- 通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- この事業所が管理している自動販売機の稼働時間は営業時間とはせず、この事業所の営業時間を記入してください。

25 店舗形態

25 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

① コンビニエンスストア

② ドラッグストア

③ ホームセンター

④ 均一価格店

- 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- コンビニエンスストアとは、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいいます。
- ドラッグストアとは、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいいます。調剤薬局は該当しません。
- ホームセンターとは、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電気機械器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいいます。
- 均一価格店とは、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいいます。

備考

備考
・令和5年1月から2月まで改装のため休業

- 令和5年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、事業や販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

[illegible]

【05】調査票（卸売業、小売業）

17 年間商品販売額等

令和6年1月から12月までの1年間、この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間の商品販売額、商品売買に関する手数料収入及び卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合について記入してください。

金額は円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%分母として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

（1）年間商品販売額

第1面の11欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同頁の「分類表、小売業」の中から、**年間商品販売額が多い順**に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で記入して下さい。

なお、代理・仲立手数料に関する仲立手数料収入に關する仲立手数料収入に關して記入して下さい。

順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間） 千円未満の円角を千分の一で表す	又は割合（％）
第1位		（卸売・小売）	0.0000	
第2位		（卸売・小売）	0.0000	
第3位		（卸売・小売）	0.0000	
第4位		（卸売・小売）	0.0000	
第5位		（卸売・小売）	0.0000	
第6位		（卸売・小売）	0.0000	
第7位		（卸売・小売）	0.0000	
第8位		（卸売・小売）	0.0000	
第9位		（卸売・小売）	0.0000	
第10位		（卸売・小売）	0.0000	
第11位		（卸売・小売）	0.0000	
第12位		（卸売・小売）	0.0000	
第13位		（卸売・小売）	0.0000	
第14位		（卸売・小売）	0.0000	
第15位		（卸売・小売）	0.0000	

（2）商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間） 千円未満の円角を千分の一で表す	又は割合（％）
① ある	0.0000	
② ない		

（3）卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「国外販売（直接輸出）」の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

国外販売
（直接輸出）

％

・「国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続を行って国外に商品を生輸出した場合をいいます。

18 その他の事業収入額

第1面の11欄のうち、「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の「分類表（卸売業・小売業）」の中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、事業内容及び売上（収入）金額を記入してください。（円未満を四捨五入）

金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

順位	分類番号	事業内容	売上（収入）金額（年間） 千円未満の円角を千分の一で表す	又は割合（％）
第1位			0.0000	
第2位			0.0000	
第3位			0.0000	